

■大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされた。

1 策定の趣旨

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。
 - ※詳細な施策について策定するものではない。

2 大綱の位置付け

- 本町の教育が目指す基本的な方向性を示した基本方針
 - ▶国の教育振興基本計画を参酌
 - ・第2期：平成25年度～平成29年度
 - ▶第7次那須町振興計画との整合
 - ・基本構想：平成28年度～平成37年度
 - ・前期基本計画：平成28年度～平成32年度

3 大綱の期間

- 法令に特段の定めなし。
 - ▶地域の実情に応じて、地方公共団体が決定
 - ▶振興計画との整合を図る必要

4 大綱を策定するにあたり参酌すべき計画の計画期間

23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第6次那須町振興計画（後期基本計画）					第7次那須町振興計画（前期基本計画）				
			国の教育振興基本計画（第2期）						
とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）					那須町教育大綱（計画期間：？）				